

議案第 83 号

手数料条例の一部改正について

手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 27 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

戸籍法の一部を改正する法律の公布に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る事務の手数料について定めるほか、必要な改正を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成12年勝山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前				改正後			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
区分	手数料の名称	単位	金額	区分	手数料の名称	単位	金額
戸籍	(1) 戸籍の謄抄本又は戸籍証明書 交付手数料(広域交付による交付 を含む。)	1通	450円	戸籍	(1) 戸籍の謄抄本又は戸籍証明書 交付手数料(広域交付による交付 を含む。)	1通	450円
	(2) 除かれた戸籍の謄抄本又は除 籍証明書交付手数料(広域交付に よる交付を含む。)	1通	750円		(2) 除かれた戸籍の謄抄本又は除 籍証明書交付手数料(広域交付に よる交付を含む。)	1通	750円
	(3) 戸籍の記載事項証明交付手 料	1件	350円		(3) 戸籍の記載事項証明交付手 料	1件	350円
	(4) 除かれた戸籍の記載事項証明 交付手数料	1件	450円		(4) 除かれた戸籍の記載事項証明 交付手数料	1件	450円
	(新設)				<b>(5) 戸籍電子証明書提供用識別符</b>	<b>1件</b>	<b>400円</b>



(6) 上質紙を用いた受理証明書 (婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出) 交付手数料	1通	1,400円	(8) 上質紙を用いた受理証明書 (婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出) 交付手数料	1通	1,400円
(7) 届書その他の書類又は届書等 情報の内容を表示したものの閲覧手数料	1件	350円	(9) 届書その他の書類又は届書等 情報の内容を表示したものの閲覧手数料	1件	350円
(略)			(略)		

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。